

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第7号中「して」を「し、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン、映写機等を用いて放送し、若しくは映写しながら道路を」に改め、同項第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月15日から施行する。